

姫路市愛の福祉金事業運営要綱

昭和47年4月	1日	制定
昭和48年6月25日		改正
昭和50年4月	1日	改正
昭和62年4月	1日	改正
平成元年4月	1日	改正
平成10年4月	1日	改正
平成14年4月	1日	改正
平成14年8月26日		改正
平成15年4月	1日	改正
平成16年4月	1日	改正
平成17年4月	1日	改正
平成17年7月	1日	改正
平成25年3月11日		改正
平成27年7月	1日	改正
平成31年4月	1日	改正

(目的)

第1条 この要綱は、社会的援護を要する者のうち真に法外援護を必要とする者に対し、見舞金及び必要な資金（以下「福祉金」という。）を給付し、貸付け、又はその他必要な福祉事業を実施することにより、その生活の安定と自立の援護を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(給付、貸付及びその他必要な福祉事業の対象)

第2条 福祉金の給付、貸付及びその他必要な福祉事業の対象となる者は、本市に住所を有し、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 難病患者又は小児慢性特定疾病児童で援護を要する者
- (2) 障害者（児）で援護を要する者

- (3) 遺児で援護を要する者
- (4) 困窮者で援護を要する者
- (5) 老人で援護を要する者
- (6) 母子家庭等で援護を要する者
- (7) 前各号のほか援護を要する者

(給付及び貸付の申請)

第3条 福祉金の給付又は貸付を受けようとする者は、所定の申請書に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(種類及び額)

第4条 福祉金及びその他必要な福祉事業の種類及び額は別表に定めるところによる。

(償還方法及び利率)

第5条 貸付金の償還は全額一時償還の方法により損害保険金等を受領後すみやかに行うものとする。ただし、一時償還の困難な場合は分割払によることができる。

2 貸付金は無利子とする。

(福祉金の返還)

第6条 福祉金の給付又は貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、ただちにこれを返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段によって交付又は貸付を受けたとき。
- (2) その他福祉金の交付目的に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 姫路市愛の福祉金事業運営要綱に基づく援護基準（昭和50年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に生活保護世帯中卒者就職祝金の給付の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 身体障害者手帳交付用福祉金取扱要領（昭和47年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に身体障害者手帳診断書料助成の給付の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

援護の種類		額
難病患者等 援護	難病患者等受診支援金	年 12,000円以内
	スモン患者療養補給金	月 2,000円
障害者援護	兵庫県心身障害者扶養共済制度加入扶助	非課税世帯 掛金の3/10 均等割世帯 掛金の7/10
	障害者愛の贈物	現物支給
児童・母子 援護	交通・災害遺児奨学金	月 3,500円
	児童養護施設等間食給付	月1,100円以内で現物支給
	児童養護施設等入所児童就職祝金	20,000円
老人援護	敬老の日の贈物	現物支給
困窮者援護	生活保護世帯中学校一年生体操服代助成	実費
	生活保護世帯小・中学校卒業旅行諸費助成	小学生 4,000円
		中学生 5,000円
	緊急援護資金貸付金	生活資金 15,000円以内 特別生活資金 50,000円以内
	行路病人被服支給	現物支給
その他援護	その他援護	その都度定める